

横浜市からのお知らせ

**固定資産税(償却資産)の申告書提出・お問合せは、
「横浜市償却資産センター」にお願いします！**

横浜市では、平成21年から、償却資産に関する課税事務(申告書の收受など)を「横浜市償却資産センター」で集中的に取扱っております。

償却資産に関するお問合せ・申告書の提出等(納税に関する事務を除く。)は「横浜市償却資産センター」となりますので、御協力をお願いいたします。

※ 区役所ではお取り扱いしていませんので御注意ください。

申告書提出先・お問合せ先

横浜市償却資産センター

郵便番号 231-8343

横浜市中区住吉町1丁目14番地 第一総業ビル5階

TEL 045-671-4384 FAX 045-663-9347

受付時間：午前8時45分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

よくある御質問

Q 当社は横浜市内の複数の区に事業所を持っています。
償却資産申告書はどのように提出すればよいですか？

A 課税標準額(税額計算の基礎となる額)の決定は、資産が所在する区ごとに行いますので、従来どおり区ごとに申告書を作成し、すべての申告書を償却資産センターに提出してください。

Q 申告書の提出は区役所でも受け付けてもらえますか？

A 区役所には償却資産申告書の受付窓口はございませんので、償却資産センターへの提出をお願いしております。償却資産センターへ申告書をお持ちいただくか、郵送又は電子申告(エルタックス)で御提出ください。申告書を郵送で提出される方で申告書の控えについて返送を希望される場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

償却資産の申告はインターネットでも簡単にできます！

利用手順などの詳細は、eLTAX ホームページ
(<http://www.eltax.jp/>) を御覧ください。

エルタックス

検索